全自動型貸金庫規定

1. 格納品の範囲

- (1) 全自動型貸金庫(以下「貸金庫」といいます。)には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、格納品の総重量の上限は、設置店舗もしくは貸金庫の種別ごとに当行が別途定める重量となります。
 - ① 公社債券・株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する1月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申し出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は店頭掲示の料金表により1年分を前払いするものとし、毎年2月15日 (休日の場合は翌営業日) に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ使用料に充当します。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月から月割計算により支払ってください。

- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は変更日以後、最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。なお、当初契約日の属する月のうちに解約があった場合は、1か月分の使用料をいただきます。

4. 鍵・カードの保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は予備鍵として当行所定の袋に入れ、借主および当行行員が封印のうえ、当行が保管します。
- (2) 当行は借主に〈はまぎん〉セーフティーカード(以下「カード」といいます。) 1枚を発行します。カードは借主自身が保管してください。

5. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が正鍵を使用しておこなってください。
- (2) 開庫にあたっては、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が暗号照合機にカードを挿入し、届け出の暗号をボタンにより操作してください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは当行所定の場所でおこなってください。
- (4) 停電、故障等によりカードによる暗号照合機の取り扱いができないときは、当行所定の貸金庫開庫票に、借主または代理人の氏名・名称および暗号を記入して、カードとともに提出してください。

6. 届け出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名・名称、代表者、代理人、住所、暗号その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の方法により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。カードまたは正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 届け出のあった氏名・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しもしくは到達しなかったとき、または借主がこれを受領しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって取引店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名・名称その他必要な事項を当行所定の書面によって取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。また、借主の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 印章、カード、鍵の喪失時等の取り扱い

- (1) 印章、カードまたは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後におこなってください。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵またはカードを失った場合もしくは毀損した場合は、錠前の取り替え、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

9. 暗号照合等

- (1) 暗号照合機により、カードを確認し暗号照合機操作の際に使用された暗号と当行に届け出の暗号との一致を確認して、貸金庫の開閉を取り扱いましたうえは、カードまたは暗号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、第5条第4項の場合に、当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫票に記載の暗号と届け出の暗号との一致を確認のうえ取り扱いましたときも同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類等に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類等につき偽造、変造その他の 事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当行は確認する義務を負いません。

10. 損害の負担等

- (1) 災害、事変、その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても、当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

11. 解約等

- (1) この契約は借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届け出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫をただちに明け渡してください。なお、カード、正鍵または届け出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第8条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めたとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、

当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 借主が貸金庫借用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに 準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)
 - B. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - C. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - D. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - E. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - F. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした 場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記AからDに準ずる行為
- (4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡し日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときはただちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を第3条第1項の方法に準じて自動引き落としすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明け渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立ち会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに 充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありし だい支払ってください。

12. 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

13. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。 このために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. 譲渡、転貸等の禁止

- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードは譲渡、質入れすることはできません。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【反社会的勢力との取引拒絶に関する全自動型貸金庫追加規定】

この貸金庫は、全自動型貸金庫規定第11条第3項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、全自動型貸金庫規定第11条第3項第1号から第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の借用申し込みをお断りするものとします。